

賃金決定ルールを無視した賃下げ提案は受け入れられない！

全教栃木は「譲歩案」を「妥結」とせず、交渉「終結」としました！

全教栃木 教育新聞

発行
全教栃木教職員組合
宇都宮市兵庫塚3-10-30
TEL 028-653-0353
FAX 028-653-1579
http://
www.zenkyotcg.org
E-mail
info@zenkyotcg.or.jp

子ども参加、父母共同の
学校づくりを
長時間過密労働をなくそう
教員免許更新制を廃止させよう

福田富一知事と古澤利通教育
長（右から）。



6月11日、福田富一県知事が出席して、賃金引き下げに関する職員団体との最終的な交渉が行われました。この交渉で、当初「撤回も譲歩もできない」とされていた提案について、期末・勤勉手当や「管理職手当」の削減は行わないことや「若年層に配慮した」賃下げ案が提示されました。

新たな提案に対し、私たちは「賃金決定ルールを無視した賃下げ提案は受け入れられない」と考え、「交渉終結」とすることにしました。

断続的に行われた今回の賃下げ交渉。全教栃木教職員組合が交渉で訴えたことは以下のとおりです。

譲歩案を妥結した5団体！

6月18日付「読売新聞」によると、知事提案を妥結したのは全教栃木以外の5団体：栃木県教職員協議会（栃教協）、栃木県学校管理職員協議会（栃管協）、栃木県高等学校教職員組合（栃高教組）、栃木県職員労働組合（県職労）、栃木県企業局労働組合です。

県議会では賃下げ提案に反対意見も！

賃下げ提案を審議した県議会。民主党・無所属クラブの4名の議員が反対、賛成した議員は賛成の討論は行わなかったと19日付の『下野新聞』は報じています。賛成討論がなかったということは、この賃下げに賛成することは地方自治の否定につながることに、そのようなことを認める討論は、やはり地方議会の議員としては、自己否定につながるものとして行えなかったのでしょう。

人事委員会勧告制度は無視され続けています。このことは私たちの労働基本権が否定されていることを意味します。このことを解決するには、やはり団体交渉権を私たちに認めることです。

教科書どおり！

安倍首相は太平洋戦争が侵略戦争であると認められない。侵略であるかどうかは学界的にも決まっていないうと、国会でも答弁している。

子どもたちが使っている教科書には、太平洋戦争は侵略戦争とはつきり書いてある。教科書に書いてあることが社会で認められないことはおかしい。

今回の賃下げ提案も、教科書に書いてある内容を否定することにおいて

は、安倍首相と変わらぬ。賃金決定は人事委員会の勧告によるものが、地方公務員法で決められている。行政当局自らが法違反を行うことを、私たちは認めることはできない。（5月11日の副知事交渉）

地公法の交渉は？

地方公務員法第55条は「職員団体が交渉することのできる地方公共団体の当局は、交渉事項について適法に管理し、又は決定することのできる地方公共団体の当局とする」と定めている。今日の交渉には教育次長が出席してくれているが、賃下げ案について撤回も譲歩も

地域経済に影響も！

3月で5%カットは終了した。これで職員も今まで我慢してきたものも買えると思っていた矢先の賃下げ提案。今回の賃下げ提案には一時金（期末・勤勉手当）のカットも入っている。このカットは12月。来年4月は消費税の引き上げ。

賃下げがなければ、大口の買い物をしたかもしれない。でも、今回の賃下げでまた消費を控えることになる。公務員を相手にしている業者も少なくないはず。こうした業者にも影響を与えることにならないか。

県民は理解しない？

この賃下げ案が実行されないとい、県民は理解しないという。本当にそうか。

近県の群馬、埼玉では知事から譲歩案が示されている。このことは知っていると思う。群馬や埼玉県の知事は、当初の賃

下げ案を譲歩しても、県民は理解してくれないと思っている。近県の県民は理解してくれるのだから、栃木県民も理解してくれないのではないか。

福田知事は議会でも盤石の地盤を築いている。議員に対してしっかりと訴えれば、賃下げ提案の撤回は可能なのではないか。そのために全力を尽くしてほしい。（5月30日の教育次長交渉）

ルールを無視した賃下げ案

今回の賃下げ提案は受け入れられない。譲歩案が示されたが、やはり賃金決定ルールを否定することは認められない。人権によって私たちの要求は抑えられてきていたが、5%カットが行われたこの3年間は、その形骸化されたルールも無視されてきて、それがまた継続されるということを、私たちは受け入れることはできない。生活破壊にもつながる。（11日の知事交渉）

全日本教職員組合は各県の状況を取りまとめ、それが加盟組織に逐次連絡されてきました。それらの情報をもとにして、私たちは交渉に臨んできました。



知事交渉に臨む6団体。一番左が篠原全教栃木執行委員長。

交渉での福田富一知事の発言

前号で副知事の発言を紹介しました。今回は福田富一知事の発言（録音したもの）を紹介します。

本日は職員団体の皆様
にこのような話し合いの

「教育費無償化」、「ゆきとどいた教育」を求め、 市町議会に陳情

全日本教職員組合は、地方議会に「教育費無償化」、「ゆきとどいた教育の推進」の意見書を国に提出させる取り組みを行っています。全栃木教職員組合もこの取り組みを行い、壬生町、岩舟町、塩谷町（ゆきとどいた教育のみ）が意見書を採択しています。

しかし、不採択とした議会や「議長預かり」審議もしない議会、「消息」もわからない議会（表にない市町議会）もあります。

このような状況も地方自治否定、住民自治否定だと思えます。

自治体名	決定日	教育費無償	ゆきとどいた
日光市	6月13日	審査除外	審査除外
真岡市	6月6日	議長預かり	議長預かり
栃木市	6月19日	不採択	不明
矢板市	6月20日	継続審査	継続審査
那須烏山市	6月10日	不採択	継続審査
佐野市	6月21日	不採択	不採択
壬生町	6月17日	採択	採択
岩舟町	6月20日	採択	採択
野木町	6月12日	不採択	不採択
塩谷町	6月7日	継続審査	採択

機会を設けていただきありがとうございます。私にとりましては2度目のテーブルづくことになりました。不本意ではありませんが、よろしくお願いをいたします。

また、皆様方には日ごろから県政の推進にあたりまして、さまざまな点でご理解とご協力をいただいていることに感謝申し上げます。

このたびの職員給与の削減につきましては、本年1月15日に開催されました国と地方の協議の場におきまして国から要請を伝えましたものであります。こうした国の動きに対しまして本県としても早急な対応が必要であると判断をしまして、4月13日に北海道・秋田県とも

に、地方交付税の総額の確保に関する緊急要請行動を行いました。副知事から要請しました。また、1月23日に開かれた全国知事会におきまして、私自身今回の要請が要請の名を借りた強制にならないよう、申し入れを行うとともに、今回のような地方交付税の扱いが交付税の趣旨、地方自治の本旨からしていかがなものかと苦言を呈してまいりました。

しかしながら、その翌日には地方に対する職員給与の削減要請が閣議決定され、1月28日は総務省から給与削減を要請する通知が各地方公共団体に送付されるとともに、総務大臣から各都道府県の知事・市町村長・各議

学力、特色選抜などの問題でも県教委と交渉

全栃木教職員組合は21日、今年度の第1回県教委交渉を行いました。

県は悉皆による学力テストに関して、これは「基礎・基本」からの転換なのか、高校入試も一つの学力テストと考えられるが、正答率1%の数学問題などは難問の典型であり、こうした問題を解くことができない「学力」も求めているのか、県教委の考えを求めました。

に、地方交付税の総額の確保に関する緊急要請行動を行いました。副知事から要請しました。また、1月23日に開かれた全国知事会におきまして、私自身今回の要請が要請の名を借りた強制にならないよう、申し入れを行うとともに、今回のような地方交付税の扱いが交付税の趣旨、地方自治の本旨からしていかがなものかと苦言を呈してまいりました。

今回の国のやり方は、容認できないと思います。今もって変わりありませんが、現実には財源が削られる中で、職員給与をそのままにしておくことは、本来県民サービスに充てるべき財源を職員給与に充てることになり、県民の理解を得ることは困難でございます。

このような要請等に対し、私は記者会見等の場におきまして、今回の国の要請は容認することができないと申し上げてまいりましたが、3月には今年度の地方財政計画が閣議決定され、国家公務員に準じた給与削減を実施することを前提に、地方交付税における職員給与が一方的に削減されることになってしまいました。さらに3月末に改正地方交付税法が成立し、5月になって今年度予算が成立するに至りまして、地方交付税につきましては、現実には削減される状況となりました。

賃下げは士気に影響

交渉では、瓦井千尋教育次長が教職員課長時に行われた人勧による賃下げに対して、「これ以上の賃下げは教職員の士気にかかわる」と発言していたことを指摘。今回の賃下げも士気に影響すること、避けられないこと、そうならない施策を県教委は行うよう強く求めました。

県は悉皆による学力テストに関して、これは「基礎・基本」からの転換なのか、高校入試も一つの学力テストと考えられるが、正答率1%の数学問題などは難問の典型であり、こうした問題を解くことができない「学力」も求めているのか、県教委の考えを求めました。

職員給与の減額措置 修正提案内容 H25.6.11(火)

○ 給料月額（平成18年4月の給料表の切替に伴う経過措置適用者にあつては当該経過措置適用後の額。以下同じ。）については、給料表及び職務の級ごとに、それぞれ下表に定める率を減額した額とする。

給料表	減額率	4.7%	7.7%	9.7%
行政職給料表		1～3級	4～6級	7～9級
研究職給料表		1, 2級	3, 4級	5級
医療職給料表(1)		1級	2, 3級	4級
医療職給料表(2)		1～3級	4～6級	7級
医療職給料表(3)		1～4級	5, 6級	7級
教育職給料表(1)		1, 2級	特2級～4級	-
教育職給料表(2)		1, 2級	特2級～4級	-
技能労働職給料表		1～3級	4, 5級	-

○ 期末手当及び勤続手当については、9.7%減額した額とする。

○ 給料の特別調整額（管理職手当）については、1.0%減額した額とする。

○ その他、地域手当等の給料月額に連動する手当（退職手当、期末手当及び勤続手当を除く。）及び教職調整額については、減額後の給料月額で算定した額とする。

○ 減額措置は、平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間実施する。

求める学力は？

学力テストに関する